# いじめ防止対策推進計画

(いじめ防止基本方針)

# 関屋小学校「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」

学校生活部

## ☆はじめに

いじめは、どの児童にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組みます。

関屋小学校では、いじめをなくすため、まず日頃から、個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、深い児童理解に立ち、生活指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるように努めていきます。また、いじめを含め、児童の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を図り、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童一人一人に応じた指導・支援を積極的に進めていきます。

#### ◎ いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」(いじめ防止対策推進法第二条関係)

#### ◎ 基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が 安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくな るようにすることを旨として行われなければならない。(いじめ防止対策推進法第三条関係)

## ◎ いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。(いじめ防止対策推進法第四条関係)

## ☆いじめストップの意識向上

いじめは、児童が、他の児童を心理的・物理的に攻撃することで、いじめられている児童 の心や体が傷付いたり、苦しんだりすることです。インターネットいじめもいじめです。

「ちょっとしたいたずらだ」「私だけじゃない」「みんなでふざけただけ」「この程度なら平気だよ」は、言い訳になりません。その子が傷付けば、いじめです。

みんなが「いじめをしない、させない」という気持ちをもって生活することが大切です。

# 1 いじめの防止等に関する基本的施策

○ 学校におけるいじめの防止といじめの早期発見

児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に 資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならな い。学校におけるいじめを早期に発見するため、学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の 必要な措置を講ずる。(いじめ防止対策推進法第十五・十六条関係)

# ① 道徳教育等の充実

道徳教育は、「学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこと」を目標としています。また、道徳の授業では、「・・・(前略)各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接に関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成する」ことがねらいです。そのために、関屋小学校では以下の点を重点として、道徳教育を充実させていきます。

- ・ 学級では、友達と協力して課題を解決する場や人間関係スキルを高める場を設定する。
- どの活動においても、自分と違う考え方や見方を認め合いながら、よりよい結論を 目指すことを大切にする。
- ・ いじめを題材に取り上げ、いじめを許さない心情を深める授業や生命や人権を尊重 する意識を高める授業を工夫する。
- 学校行事、児童会行事では、児童同士が協働したり挑戦したりする活動を取り入れ 達成感や感動、人間関係の深化が得られるように工夫する。

#### ② 早期発見のための措置

いじめは、「いつでも、どの子にも起こり得る」ものであることを強く認識して対応していきます。実態調査や欠席管理、日常の複数での見取りなどで、いじめの防止や早期発見に努めます。そのために、関屋小学校では、以下のような方策を実践していきます。

・ 学校生活アンケート(年3回)を実施し、その結果を当日中に複数人体制で確認する。

- アンケート結果を基に児童一人一人との教育相談を実施する。
- 欠席連続3日での家庭訪問の徹底と年間トータル5日の欠席での支援チームの立ち上げの検討を行う。養護教諭が欠席を管理し、欠席連続3日やトータル5日の児童が出た際に、生活指導主任に報告し、早期にチームで対応する。
- ・ 教育相談の結果や欠席状況等については、結果を一覧にまとめ、全職員で共通理解 を図る。
- ・ 「いじめ・不登校の初期対応ガイドブック」に書かれてあるように、日常的に全校 体制でアンテナを高くし、複数の目で観察し「気になる児童に声を掛ける」「気になる様子は職員同士で話題にする」などしていく。

# ③ 相談体制の整備

年2回の児童一人一人との教育相談をベースにしながら、すべての児童が、いつでも、 誰にでも、相談できる体制や環境づくりに努めます。

- ・ 年3回の学校生活アンケート実施後に、教育相談の期間を計画し、児童が安心して 担任に相談できる日を設ける(2月は必要に応じて教育相談を設定する)。
- ・ 養護教諭や司書教諭、出張授業者なども積極的に児童に声を掛け、担任以外の職員 にも相談しやすい土壌を作る。
- 必要に応じて、保護者に対して中学校区スクールカウンセラーや教育相談センター等の関係機関を紹介する。

## ④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

GAGA スクール構想により、全校児童が一人 1 台のタブレットを手にしており、その活用が進められています。その反面、インターネットを介したいじめの発生が増加しています。そこで、関屋小学校でも、インターネットを介したいじめが発生しないために対策を講じていきます。

- ・ ネット上の誹謗中傷やメールや LINE トラブル、ポータブルタイプのゲーム機、音楽プレーヤーでのトラブル等の予防のために、全校児童への「情報モラル教育」等の指導を教科の学習と合わせて行う。
- 児童への教育相談時には、ネットやゲーム機でのトラブルについても聞き取り、各学年が実態に応じて指導を実施する。

・ ネットいじめについては、被害拡大を防ぐために、教育委員会や警察等の関係機関 との連携を迅速に進める。

# ⑤ いじめ対策に関する人材の確保

担任だけや校内だけで問題を抱え込まず、積極的に連携を図ります。そのためには、 普段からいじめ対策に関する専門機関と連携を図り、いつでも迅速に連携できる体制づ くりをしていきます。

・ 教育相談センターや新潟市教育委員会SST、SSWと積極的に連携し、迅速に問題を解決する方策を講じる。

## ⑥ 啓発活動

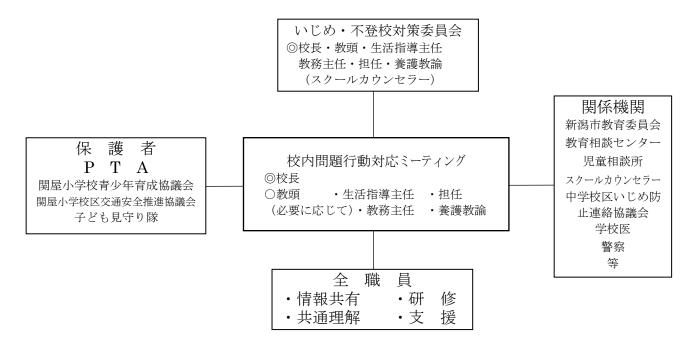
いじめ防止やいじめ解決のためには、家庭や地域との連携が欠かせません。日常的に、 保護者にも、いじめへのアンテナを高くしてもらう必要があります。そのために、啓発 活動を計画的、積極的に行っていきます。

- 家庭においても、いじめの把握や防止に対する意識を高めてもらう。そのために、 学校でのいじめ防止の取組や学校のいじめ状況について、個人情報に留意しつつ、 保護者に対して丁寧な説明を行う。
- ・ 特に、インターネットいじめについては、家庭の理解や協力が欠かせないため、保 護者へのネット被害についての啓発活動やネットトラブルの事例提供等を行う。
- ・ ネット上の誹謗中傷やメールトラブル、ポータブルタイプのゲーム機でのトラブル 等の予防を目的として、児童や保護者への啓発を行う。

# 2 いじめの防止等に関する措置

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、 福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策の ための組織を置く。(いじめ防止対策推進法第二十二条関係)



#### (2) いじめに対する措置

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。(いじめ防止対策推進法第二十三条6関係)

## 3 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又はその設置する学校は、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身 又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等の場合には、その事態に対処し、及び当 該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置す る学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係 を明確にするための調査を行う。

- (2) 重大事態が発生した場合には、学校の設置者等は、(1)のとおり調査を行うことができるとともに、その調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態の対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- (3) 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価が行われるようにしなければならない。 (いじめ防止対策推進法第二十八条関係)

## ☆いじめの訴えがあった時の教育相談

#### いじめられた児童から

## 見ていた周囲の児童から

話せた勇気を受け止め、「解決すること」を約束する。

## 保護者から

- ○訴えを真摯に聴き、保護者の心配や悲しみの気持ちを受け止める。
- ○保護者の訴えを直接聴くことで、 児童をいじめから守るために、学 校と家庭が連携して取り組むこ とが可能となる。

- ○その日のうちに必ず話を 聞く時間を作る。
- ○関係教職員に連絡・相談 し、チームで対応する。
- ○教職員は、いかなる場合でも真剣な態度でじっくり話を聴く。
- ○訴えてくれた児童の気持ち、いじめられている児童、保護者の心情をくみ、解決に必要なことを関係職員で話し合った上で、慎重かつ迅速に対応する。
- ○早急に学校としてどのような対応を取るのか具体策を提示できるようにする。
- ○対応策についての期限を決めて取り組む。
- ○次回の話し合いを行う約束をする。

# ☆いじめを認知した場合の指導体制

事案発生→担任→生活指導主任←」→管理職→市教委・教育相談センター・児童相談所・警察等

校内問題行動・いじめ対応ミーティング

いじめ対策委員会

※ 即チームを組織し、全職員でいじめと向き合い、対応する。

## ☆いじめが発生した場合の対応例

## いじめられた児童への対応例

## いじめた児童への対応例

すぐに事実を確かめるために、周囲の児童からも情報収集し、実態を正確に 把握します。

- ① 必ず守るという学校の姿勢を理解さ① いじめられた児童への心理的、肉体 せます。
- ② 担任や養護教諭など誰かが必ず相談 相手になること、一人で悩まないことを 指導します。
- ③ 児童の話を共感的に聴きます。
- ④ 専門家、外部機関との連携も図ってい ③ いじめた児童の家庭や地域の状況、 きます。
- 的苦痛を十分に理解するまで説き、い じめは許されないことを分からせるよ う指導します。
- ② 何がいじめなのか、いじめの定義や 内容を理解させます。
- 人間関係など、広く児童理解を進め て、丁寧に対応します。
  - ④ 場合によっては、教育委員会、相談 センター、児童相談所、警察とも連携 し対応します。

#### いじめられた児童の保護者への対応例

- 話合いの機会を早急にもちます。
- ② 学校が把握している事実を伝えると ともに、家庭での様子も聴き、今後の指し 導について話し合います。
- ③ 心理的な負担も考慮し、緊急的な連絡 体制を学校と家庭で相談します。
- ④ 学校での面談、家庭訪問を継続的に行 ③ 場合によっては、教育委員会、相談 い、保護者との連携を図っていきます。

#### いじめた児童の保護者への対応例

- ① 事実を正確に伝え、いじめられた児 童、その保護者の気持ちを理解しても らいます。
- ② いじめは、いかなる理由があっても 許されないことを毅然とした態度で伝 えます。
- センター、児童相談所、警察とも連携 し対応することを伝えます。

両者に対して、継続的な指導を続けます。互いに理解し合い、よりよい関係 を再構築できるように、全職員が指導に当たります。

## 周囲ではやし立てている児童への対応例

- ① はやし立てる行為は、いじめと同じであることを理解させ、いじめられている児童の心理的・肉体的苦痛を理解させます。
- ② はやし立てる行為を正当化する言動 (「見ていただけ」「自分だけじゃない」 「自分はいじめていない」)は許さず、毅 然とした態度で指導します。
- ③ 専門家、外部機関との連携も行っていきます。

# 見て見ぬふりをしている児童への対応例

- 見て見ぬふりをするのは、いじめに荷 担することにもつながることを理解さ せるように指導します。
- ② 今後は、望ましい人間関係をつくっていけるように、お互いの個性を尊重し、正しいことを正しく言える勇気をもつよう、繰り返し指導します。

以上を含め、「いじめ・不登校の初期対応ガイドブック」をもとに、問題行動発生時にお ける初期対応を、適切にかつ丁寧に行います。